

日本プライマリ・ケア連合学会

プライマリ・ケア認定薬剤師要綱 細則

第 1 章. 認定薬剤師の研修の単位と内容

(研修の単位と内容)

第 1 条

1. 本会が主催する認定薬剤師研修講座，学術学会等の研修の場において，それぞれの取得単位は原則として 90 分 1 単位とする。
2. 新規認定には，以下に定める A から J の必須領域を各 2 単位，計 20 単位を取得していること。更新認定においては，D, E, F, G, I の領域を各 2 単位，計 10 単位の取得を必須とする。必須領域については研修により本会が定める。
 - A：プライマリ・ケアに関する知識とプライマリ・ケア認定薬剤師の役割
 - B：コミュニケーションスキル
 - C：服薬指導・支援
 - D：プライマリ・ケアにおける薬物治療（EBM，ガイドライン，緩和ケアなどを含む）
 - E：生活習慣指導
 - F：メンタルケア（自殺予防も含む）
 - G：在宅ケア
 - H：セルフメディケーションに必要な OTC・健康食品・漢方薬などの知識と活用
 - I：地域活動（薬物乱用防止，学校薬剤師，健康教育などを含む）
 - J：地域連携・チーム医療
3. 新規認定において，要綱第 6 条 2 の 5) に定める見学実習などは，原則半日 1 単位とし計 8 単位を必須とする。
4. その他本会が指定する研修の場においては当該研修等の主催者が発行する認定単位をもって取得単位とする。

第 2 章. 認定薬剤師の新規認定の手続き

(新規認定の受付)

第 2 条

1. 認定薬剤師の認定審査は，年 1 回、8 月に行う。
2. 申請受付期間は，同年 7 月 1 日より 7 月 31 日までとする。
3. 激甚災害の発生や感染症のための感染防止対策の要請が出るなど，やむを得ない事情があると認められた場合，認定審査および申請期間を中止あるいは変更になることがある。

(新規認定の申請)

第 3 条

1. 認定審査の申請に当たっては，次のものを認定委員会に提出する。
 - 認定申請書
 - 認定審査料（振込証明書のコピー）
 - 薬剤師免許証のコピー。裏に記載のあるものは裏面のコピーも含む。
 - 研修期間内の研修記録内容と受講証明、認定単位
2. 上記の認定審査料は 15,000 円とする。ただし学会員は 10,000 円とする。

(新規認定の審査)

第 4 条 認定薬剤師の新規の認定は，書類審査と試験によって行う。

1. 書類審査
 - 認定申請書を審査する。
 - 研修期間内の研修記録内容と受講証明，認定単位を審査する。
2. 試験
 - 記述式による試験を行う。
3. 可否の判定
 - 試験の合格基準と書類審査の基準に合致するものを合格とする。

第 5 条 認定薬剤師の審査は認定制度委員会が行う。

(新規認定の登録)

第 6 条

1. 審査に合格した者は、登録料を納付することによって、認定薬剤師として登録される。
2. 登録された者には、認定証を交付し、氏名と都道府県を学会機関誌に掲載する。また、学会が作成するウェブサイト、学会が編集する刊行物に氏名を掲載することができる。
3. 登録料は 10,000 円とする。
4. 一度払い込まれた認定審査料、登録料は、審査結果に関わらず返却しない。

第 3 章. 認定薬剤師の更新

(更新認定の受付)

第 7 条 認定の更新の受付にあたっては第 2 条に準ずる。

(認定更新の申請)

第 8 条

1. 認定審査の申請に当たっては、次のものを認定委員会に提出する。
認定申請書
認定審査料（振込証明書のコピー）
薬剤師免許証のコピー。裏に記載のあるものは裏面のコピーも含む。
研修期間内の研修記録内容と受講証明、認定単位
事例報告（活動報告を含む）
2. 上記の認定審査料は 15,000 円とする。ただし学会員は 10,000 円とする。

(認定更新の審査)

第 9 条 認定の更新は書類審査によって行う。

1. 書類審査
認定申請書を審査する
研修期間内の研修記録内容と受講証明、認定単位を審査する
事例報告書を審査する。
2. 事例の報告（活動報告を含む）
更新の認定には 5 事例の提出を行う
事例報告内容とその数
同一患者の事例はさけること。
同一事例を複数の薬剤師で受け持った場合、他の薬剤師の事例報告をそのまま用いないこと。
珍しい事例である必要はない。日常的な事例は歓迎される。
① 事例報告は別に定める本会の書式に従う。
② 既に印刷になっている事例の印刷物をもって代替することはできない。
3. 合否の判定
書類審査の基準に合致するものを合格とする。

第 10 条 認定の更新の審査は認定制度委員会が行う。

(認定更新の保留)

第 11 条 認定を受けてから認定更新するまでの所定の期間（認定ごとに指示する）に取得単位数が所定の研修単位数に満たない時は、認定更新の保留を申し出て、所定単位数を満たした時に再申請することができる。保留期間は 1 年までとし、保留期間中は認定薬剤師を呼称することはできない。

第 4 章. 認定制度委員会

(守秘義務)

第 12 条 認定制度委員会委員ならびに事務担当者は、この認定業務を通して知り得た申請者の個人情報
報を他に漏らしてはならない。

(認定事務の委託)

第 13 条 認定制度委員会は審査と認定に関する事務を、他に委託することができる。

第 5 章. 認定薬剤師の取り消し

(認定薬剤師の取り消し)

第 14 条 以下の事項に該当する場合は認定薬剤師の資格を取り消す。

1. 更新をしなかったとき。
2. 薬剤師の免許を失ったとき (失効)。
3. 薬剤師の業務停止および免許の取り消し処分を受けたとき。
4. 本学会の名誉を著しく傷つけたとき。

第 6 章. 認定薬剤師の呼称

(認定薬剤師の呼称)

第 15 条 認定薬剤師の呼称は、プライマリ・ケア認定薬剤師とする。

第 7 章 本細則の改廃

(細則の改廃)

第 16 条 本細則の改廃は、理事会の議を経て決定する。

付則

1. 本細則は平成 23 年 11 月 26 日理事会承認, 12 月 1 日より発効する。
2. 本細則は平成 24 年 3 月 24 日理事会改正承認, 同日発効する。
3. 本細則は令和 2 年 4 月 17 日理事会改正承認, 同日発効する。